

佐賀県告示第212号

特定非営利活動促進法の規定による閲覧等に関する規程（平成10年佐賀県告示第629号）の一部を次のように改正する。

平成28年3月31日

佐賀県知事 山 口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（閲覧等の停止又は禁止）</p> <p>第5条 <u>男女参画・県民協働課長</u>は、次の各号の一に該当する者に対して、事業報告書等の閲覧等を停止し、又は禁止することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>（閲覧等の停止又は禁止）</p> <p>第5条 <u>県民協働課長</u>は、次の各号の一に該当する者に対して、事業報告書等の閲覧等を停止し、又は禁止することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p>

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。